

災害共済給付制度への加入について（ご案内）

柏市教育委員会

柏市教育委員会では、市立小中学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

本制度は、学校安全の普及充実を図るとともに、学校教育を円滑に運営することを目的として、法律（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）に基づき実施されています。

本制度に加入されますと、児童生徒が学校の管理下（通常経路を利用して、家を出てから家に帰るまで）で発生した災害により、負傷や疾病を受けた場合にはその治療（保険治療）に要した医療費が、また、障害が残った場合や死亡した場合には見舞金が、それぞれ支給されます。

本制度への加入は任意となっておりますが、学校活動等を考慮して、柏市では全ての児童生徒に加入いただくよう勧めております。

本制度の趣旨をご理解の上、本年度も引き続きご加入くださいますようお願いいたします。

◎共済掛金

460円（年額）

◎加入方法

小中学校ごとに取りまとめ、柏市教育委員会が一括して申し込みますので、在籍されている学校に、期限までに掛金をお納めください。

※掛金の納入方法及び納入期限は、学校から指定されます。

◎加入期間

4月1日から翌年の3月31日

◎備考

児童生徒が在籍する間、本制度に加入することへの同意書は、入学・転入時にご提出いただいております。

（注意）当制度の対象となる災害の治療の際は、子ども医療費助成受給券、ひとり親家庭等医療費等制度などの利用はできません。

裏面もご覧ください

医療費・見舞金について

◎請求方法・請求期限

請求に必要な書類は学校からお渡ししますので、請求する時は、まず養護教諭にご相談ください。なお、請求期限は、その給付事由が発生した日（医療費の場合は受診日）から2年間となります。

◎医療費の給付対象

学校の管理下において発生した同一の災害に対して、初診から治ゆまでにかかった保険診療による総医療費が5,000円以上のもの（窓口で支払う3割の自己負担が1,500円以上のもの）が給付対象となります。

なお、高額療養費や入院時食事療養費も対象となります。

（学校の管理下とは）

教育課程に基づく授業中、休憩時間中、通常経路による登下校中、修学旅行や林間学校等の校外学習中、教育計画に基づいて行われる部活動中などを指します。

（給付対象とならないもの）

- 学校の管理下外の災害によって負傷や疾病を受けた場合
 - 同一の災害に対する保険診療による総医療費が5,000円未満の場合（窓口で支払う3割の自己負担が1,500円未満の場合）
 - 保険外診療の場合（文書料等含む）
 - 同一の災害に対して、初診日から10年を経過したもの
 - 風水害、震災その他非常災害による場合
 - 災害の発生から2年間、請求を行わなかった場合 他
- ※交通事故等、第三者の行為によって生じた災害により、同一の事由で損害賠償を受けた場合、賠償金額によっては給付されないことがあります。

◎医療費の給付額

保険診療で治療を受けた場合、総医療費（柔道整復師の施術に係る費用の額は、センターと日本柔道整復師会との協定額）の3割が個人負担、7割が保険負担となります。

センターからは、個人負担に付加給付（総医療費の1割）を加えた金額が給付されます。

（給付額の計算方法）

例：総医療費が10,000円（自己負担額は3,000円）の場合

個人負担：3,000円（総医療費の3割）

付加給付：1,000円（総医療費の1割）

給付総額：4,000円（個人負担と付加給付の合計）

※高額療養費の対象となる場合は、自己負担限度額（所得区分により限度額が定められています。）に保険診療の医療費総額の1割を加算した額が給付されます。

◎障害見舞金

学校の管理下での負傷又は疾病が治った後に後遺障害が残った場合は、その程度に応じて、第1級から第14級までの範囲で給付されます（登下校中の災害については半額）。

◎死亡見舞金

学校の管理下の災害により死亡した場合及び管理下で発症した疾病が直接の原因となって死亡した場合に給付されます（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の災害については半額）。

掛金の納入や請求の方法などについては、学校へお問い合わせください。
制度に関するお問い合わせ先：柏市教育委員会学校保健課 電話 04-7190-5781